

## 法定福利費の内訳を明示するための標準見積書

### 1. はじめに

当協会は、国土交通省の「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」及び「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」等の通知を受け、「社会保険加入促進計画」を始め「労務賃金改善等推進要綱」等を定め、会員の協力を得て、社会保険等未加入対策を進めているところである。

道路建設産業における社会保険等への加入を徹底するためには、技能労働者を雇用している企業等が、保険料を支払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠である。法定福利費は、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、従来の総額による見積りだけではなく、その中に含まれる法定福利費の内訳を明示する。このため、今回「法定福利費の内訳を明示するための標準見積書」(以下「標準見積書」という。)を作成することによって、会員各位の利便性や社会保険等への加入促進に供する事を目的とするものである。

道路建設工事は、工事に携わる職種が多岐にわたる事やこれまでの会員各社の見積方式、表示方法もあり、会員各社が提出する見積書をすべて今回定める標準見積書の様式に統一することを強制するものではないが、少なくとも法定福利費の内訳を明示した見積書を提出することとして、できる限り標準見積書をご活用されるようお願いする。

### 2. 標準見積書の活用等

#### (1) 標準見積書の書式

標準見積書の書式は、別添様式1 とする。

#### (2) 標準見積書の活用

- ・ 下請企業は、元請企業等への見積書の提出に際し、標準見積書を活用する。
- ・ 元請企業は、発注者（民間）に対し法定福利費を確保できる金額による見積への理解と協力を求める。

また、下請企業から提出された標準見積書を尊重するとともに、下請企業に標準見積書の活用を指導する。

#### (3) 標準見積書の適用時期

本標準見積書の適用は、平成 25 年 12 月 1 日からとする。

### 3. 法定福利費の明示

#### (1) 明示する法定福利費の対象

標準見積書に明示する法定福利費は、当該工事に従事する現場労働者に対する次に示す社会保険等保険料の事業主負担分の合計額とする。

- ・ 雇用保険料
- ・ 健康保険料 (40歳以上は介護保険料を含む。)
- ・ 厚生年金保険料 (法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。)

#### (2) 明示する社会保険料率

社会保険料率は、毎年度、国土交通省から情報提供される。

保険料率は各企業が加入している保険や所在する地域の保険料率を使用する。

(参考) 平成25年度の保険料率 (15.15%)

健康保険が協会けんぽ東京の場合、別添資料参照

#### (3) 適用除外者

個人事業主、一人親方(労働者と見なされる場合を除く。)など、法定福利費(事業主負担分)を要しない「適用除外」となる者の数や割合が判る場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないものとする。ただし、「適用除外」となる者の数や割合が判らない場合は、内訳明示額の対象とする。

#### 4. 法定福利費の算出方法

法定福利費の算出の基礎となる労務費については、総額を計上することとする。

労務費総額の内訳等については、会員各社において算出根拠を明確にする。

(基本的な考え方)

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{社会保険料率}$$

\* 労務費とは、当該工事に直接従事する社員及び作業員(主任技術者等を含む)の当該工事に係る給与支給額の合計であり、管理部門及び間接部門の社員に支給した給与は含まない。管理部門及び間接部門の社員に支給する給与は一般管理費となる。

#### 5. 法定福利費内訳明示額に係る消費税の取り扱い

法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱う。

#### 6. 労務単価の構成

##### (1) 労務単価の構成は次のとおり

基本給相当額

基準内手当 (当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)

臨時の給与 (賞与等)

実物給与 (現物支給の通勤定期券等)

(2) 社会保険等の対象となる賃金の範囲

- 1) 対象となるもの（労働の対価として支払っているもの）
  - ① 基本給（月給、日給等）
  - ② 諸手当（家族手当、住宅手当、残業手当、通勤手当、資格手当、休業手当等）
  - ③ 賞与（賞与、期末手当、勤勉手当等）
  - ④ 現物支給の通勤定期券
  
- 2) 対象とならないもの（恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの）
  - ① 任意、恩恵的なもの（退職金（建退協証紙含む）、結婚祝金、災害見舞金等）
  - ② 労働の対価でない手当等（解雇予告手当、旅費、出張日当等）
  - ③ 福利厚生的なもの（住宅貸与、資金貸与等）
  - ④ 業務費的なもの（作業衣の貸与、保護具等）
  - ⑤ その他（教育訓練費、募集・求人費）

以上

平成 25 年 11 月 8 日

一般社団法人日本道路建設業協会